

諏訪市固定資産に係る使用者を所有者とみなす事務処理要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、諏訪市税条例（昭和 26 年 6 月 14 日制定）第 54 条第 5 項の規定に基づき、固定資産の所有者の存在が不明である場合に固定資産を所有者と同等程度に使用収益していると思料される者（以下「使用者」という。）を当該固定資産の所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、使用者に固定資産税を課する手続について必要な事項を定めるものとする。

(届出書の提出)

第 2 条 市長は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 49 条の 2 に規定する方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合は、当該固定資産の現況や使用の実態調査によって判明した使用者に固定資産使用者届出書（様式第 1 号。以下「届出書」という。）の提出を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により届出書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(通知)

第 3 条 市長は、前条の規定により届出書を受理したときは、使用者を固定資産の所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録する旨の通知（様式第 2 号。以下「通知書」という。）により使用者へ通知を行う。ただし、前条第 2 項の規定による届出書の提出を求めたにもかかわらず、使用者がこれに応じないときは、当該使用者を固定資産の所有者とみなし、通知書により使用者へ通知を行うことができるものとする。

(報告等)

第 4 条 前条の規定による通知書の対象となった固定資産の使用者は、使用の実態に変更があったときは、速やかに固定資産使用者変更届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めたときは、使用者に対して使用の実態に係る報告又は書類の提出を求めることができる。

3 使用者は、前項の規定による報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 30 日から施行する。